

# 令和5年度 介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書 を発送します！

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

満65歳以上の方に「介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書」等を7月中旬に発送します。

保険料額は、令和5年4月1日時点の世帯状況等をもとに算定したものです。

具体的な保険料額については通知書および同封のパンフレットをご確認ください。

## 介護保険料の納めかた（特別徴収・普通徴収）と納付時期

### ①特別徴収（年金からの天引き）

老齢基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している方は、介護保険料が年金から天引きになります。

ただし、本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

○保険料が増額になった	➡	増額分を納付書で納めます
○年度途中で65歳になった ○年度途中で老齢年金等の受給が始まった ○年度途中で他の市町村から転入した ○保険料が減額になった ○年金が一時差し止めになった など	➡	年金支払者から、特別徴収の対象者として把握される月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）のおおむね6か月後から天引きになります それまでは、納付書で納めます

### ②普通徴収（納付書または口座振替で納付）

特別徴収の条件に該当しない方は「普通徴収」となり、納付書または口座振替により納めていただきます。

※口座振替は取扱い金融機関での手続きが必要です。

○普通徴収の納付時期

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの年8回で、当該月の月末が納付期限となります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※納付場所については、納付書裏面をご確認ください。

※コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ（d払い、auPAY、PayPay、LINE Pay）でも納めることができますのでご利用ください。

ただし、納期限が過ぎた場合はご利用できません。

**納め忘れがないように  
口座振替をお勧めします！**

## 介護保険料が変更になるとき

▽北秋田市外への転出や死亡など、北秋田市の被保険者資格を喪失した場合

被保険者であった期間（月単位）に応じて保険料を精算し、改めて変更後の保険料額をお知らせします。

▽保険料算定の基礎（根拠）となる市民税が所得更正等により変更されたり、生活保護を受給するなどした場合

新たな保険料段階区分（第1段階～第9段階）で保険料を再計算し、改めて変更後の通知書をお送りします。

## 国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

令和5年4月から令和6年3月までの国民年金保険料は、月額16,520円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリで納めることができます。また、クレジットカードや口座振替でも納付することができます。

## 納付には「口座振替」が便利です

毎月の保険料は、翌月末までに納めることになりませんが「口座振替」を利用すると、自分で納めに行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。口座振替納付申出書は年金事務所または日本年金機構のホームページにあります。ご希望の場合は、口座振替をする金融機関またはお近くの年金事務所へご提出ください。  
※基礎年金番号通知書、通帳、通帳届出印が必要となります。

## 国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、納付が難しくなることもあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由により、納めることができない場合は、申請により保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

※学生の方は「学生納付特例制度」、出産される方（第1号被保険者の方）は「産前産後の保険料免除制度」をご利用ください。

### 免除（全額免除・一部免除）申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得（1月から6月に申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、保険料が全額免除または一部免除となります。  
なお、一部免除の場合、保険料を納付しないと未納期間となりますので、減額された保険料を必ず納めてください。

### 納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得（1月から6月に申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

### ●免除・猶予制度の申請方法は…

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市役所または年金事務所に提出してください。

過去2年分（申請月の2年1か月前の月分）まで遡及して免除申請することができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする免除・猶予の対象は、申請月の2年1か月前の月分から令和5年6月分（学生納付特例は3月分）までの保険料です。詳細は窓口にてご相談ください。

### 【お問合せ】

市民課国保年金係	☎62-1118
合川総合窓口センター	☎78-2112
森吉総合窓口センター	☎72-3115
阿仁総合窓口センター	☎82-2112
鷹巣年金事務所国民年金課	☎62-1490

## マイナポータルから 免除・納付猶予の電子申請ができます

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。  
免除・納付猶予の申請、学生納付特例も対象です。

- メリット① 24時間365日、申請ができます！
- メリット② スマートフォンから申請できます！
- メリット③ 処理状況も申請結果も確認できます！

【お問合せ】  
日本年金機構ホームページ  
または 年金加入者ダイヤル  
☎0570-003-004



▲日本年金機構ホームページ